

復興ビジョンの構成について（案）

はじめに（※）

序 章 計画の趣旨、役割等-----資料4

第1章 被災地域の概要と被災状況（※）

第2章 復興まちづくりのグランドデザインの考え方（※）

第3章 復興の基本目標-----資料5

第4章 復興に向けた原則と具体的取組-----資料6

第5章 世界に誇る新しい三陸地域の創造-----資料7

第6章 復興の進め方（※）

※次回の委員会で提示

計画のフレームについて（案）

1 計画の名称について

「岩手県東日本大震災津波復興計画」（仮称）

※ 副題等については、別途検討する。

2 策定の趣旨について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする東日本大震災は、マグニチュード 9.0 と我が国の観測史上例を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えた。特に、本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっている。

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての基本目標や原則、具体的取組の内容、さらに、事業、工程表等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、「いわて県民計画」を平成 21 年 12 月に策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところであるが、今回の大震災津波を踏まえて、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

3 計画の役割について

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担うものとして策定する。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしとなりわいの再建を支援する計画
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画
- (3) 復興に当たって、県民、企業、NPO など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画
- (4) 復興に当たって、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す行政計画
- (5) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画
- (6) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画

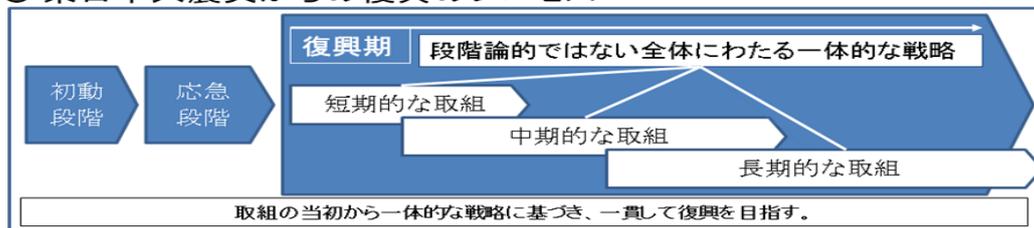
4 計画の構成について

この計画は、復興に向けての基本目標や原則、具体的取組の内容等を示した「復興ビジョン」と、具体的に取り組む施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、従来の「復旧期」から「復興期」へとといった復興段階論ではなく、全体としての「復興」の中で、現状と課題を踏まえた必要性に基づく取組と中長期的な取組を、同時並行的に進めていくことが必要である。

このため、取組の期間を「短期」、「中期」、さらに計画期間を超える取組も含めた「長期」の3つに区切りつつ、取組の当初から一体的な戦略に基づき、一貫した復興を目指す。

○ 東日本大震災からの復興のプロセス



5 計画期間について

計画期間については、次案の中から設定する。

いずれの案においても、復興実施計画の第1期を緊急推進期間と位置付け、集中的な復興の取組を行う。

《計画期間案》

【1案】生活再建など短期的に重点的に取組む第1期3カ年に加えて、中期的なインフラ整備や産業の再生の見通しを勘案し計6年とする案

【2案】上記に加えて、中期的な事業のフォローと、長期的なプロジェクトの取組を盛り込みつつ、早期復興の観点から8年とする案

【3案】阪神・淡路震災復興計画、新潟県中越大震災復興計画等の例も踏まえ、長期的な事業も含む様々な事業の終了を勘案して10年とする案

《留意点》

- ・計画期間内において被災地域等の復興が果たされるよう、中期的な施策・事業を中心に着実な実施と必要な追加・見直しなどを行う必要がある。
- ・できるだけ早期の復興を果たすとの県の考え方を明確に示す必要がある。
- ・長期的な取組についても、着手し、見通しをつける必要がある。

	計画全体 (復興ビジョンの期間)	復興実施計画
1 案	平成 23 年度～28 年度 (6 年間)	第 1 期 (緊急推進期間) : 平成 23 年度～25 年度(3 年間) 第 2 期 : 平成 26 年度～28 年度(3 年間)
2 案	平成 23 年度～30 年度 (8 年間)	第 1 期 (緊急推進期間) : 平成 23 年度～25 年度(3 年間) 第 2 期 : 平成 26 年度～28 年度(3 年間) 第 3 期 (更なる発展への連結期間) : 平成 29 年度～30 年度(2 年間)
3 案	平成 23 年度～32 年度 (10 年間)	第 1 期 (緊急推進期間) : 平成 23 年度～25 年度(3 年間) 第 2 期 : 平成 26 年度～28 年度(3 年間) 第 3 期 (更なる発展への連結期間) : 平成 29 年度～32 年度(4 年間)

《計画期間及び構成のイメージ》



※ 「第3期」は、2案及び3案の場合に設定。

なお、被災市町村が策定する復興計画については、市町村の被災状況等により期間設定が異なることが想定されることから、市町村において復興が円滑に達成されるよう十分に配慮し、県の復興計画の期間及びそれ以降にわたって、市町村と十分に連携した取組が行われるよう、特に配慮する。

6 復興の主体について

復興に当たっては、県民をはじめ、企業、NPO、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がり契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

7 対象地域について

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸部においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸と内陸部が一体となった取組が必要であることを踏まえ、内陸部を含む県内全体を対象とする。

復興の基本目標について（案）

《「復興の基本目標」の必要性》

- 復興に当たっては、地域社会のあらゆる構成主体が連携して、復興の主体となり、岩手の総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げることが重要。
- また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりや契機とし、つながりを力に、開かれた復興を進めることが重要。
- そのためには、被災者をはじめ、県民をはじめとした多様な復興の主体、国の内外に対して、復興への決意とその目標を明らかにし、共感に基づく広範な連帯と参画を得ることが必要。

（第3回総合企画委員会に提示した「たたき台」）

「人と自然が共生し

人と人がつながり 躍動する

安全で 豊かな ふるさと岩手の再生」

※ 復興委員会における意見等を踏まえて検討していくもの。

《考え方》

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ということを胸に刻み、「再び人命が失われるような津波災害を今回で終わりにする」という決意のもと、津波災害に強い安全・安心の地域社会づくりを通じた復興を実現する。【安全、自然との共生】
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を実現する。【ふるさと】
- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことのできる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。【なりわい、暮らし、人】
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。【豊かさ】
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをきっかけとして、人と人、地域と地域といったつながりをさらに広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。【つながり】

《参考》 復興委員会 総合企画委員会等で出されたキーワード

- ・「ふるさと」が「ふるさと」であり続ける
- ・つながり
- ・暮らし
- ・なりわい
- ・コミュニティ
- ・安全と豊かさ
- ・人と人の共生、人と自然の共生
- ・「創造的」でなく「改革的」復興
- ・寄り添う
- ・今やるべきことをやる

《参考》 第3回総合企画委員会が出された主な意見

- ・基本目標のメッセージ性をもっと明確にすべき。
- ・津波災害からの復興であり、「安全」「自然との共生」が第一だ。
- ・「人と人がつながり、支え合う」との視点を重視すべき。
- ・「三陸とともに歩む」との視点を重視すべき。
- ・「海とのつながり」との視点を重視すべき。

(意見として出された目標案)

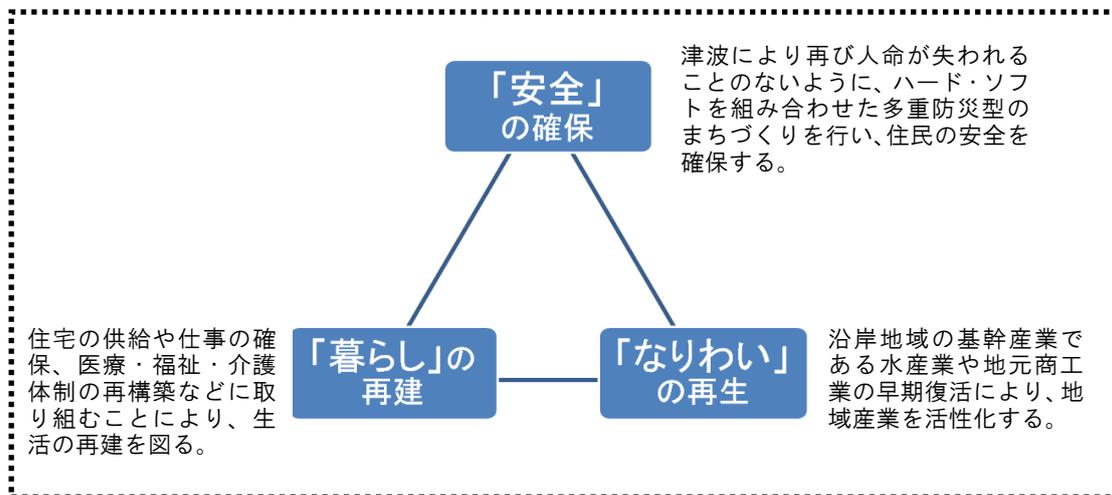
- ・「人と人がつながり 支え合う ふるさと岩手の再生」
- ・「人と人がつながり 三陸とともに歩む ふるさと岩手の再生」

復興に向けた原則と具体的取組について（案）

1 「復興に向けた原則」について

- 単なる現状復旧にとどまるのではなく、より安全・安心な地域づくりを根幹とする。
- 被災者が希望をもって「ふるさと」に住み続けるための拠り所となる道筋を示すものとする。
- 取組の原則を示し、その下で、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら実践するものとする。

《復興に向けた3つの原則》（たたき台）

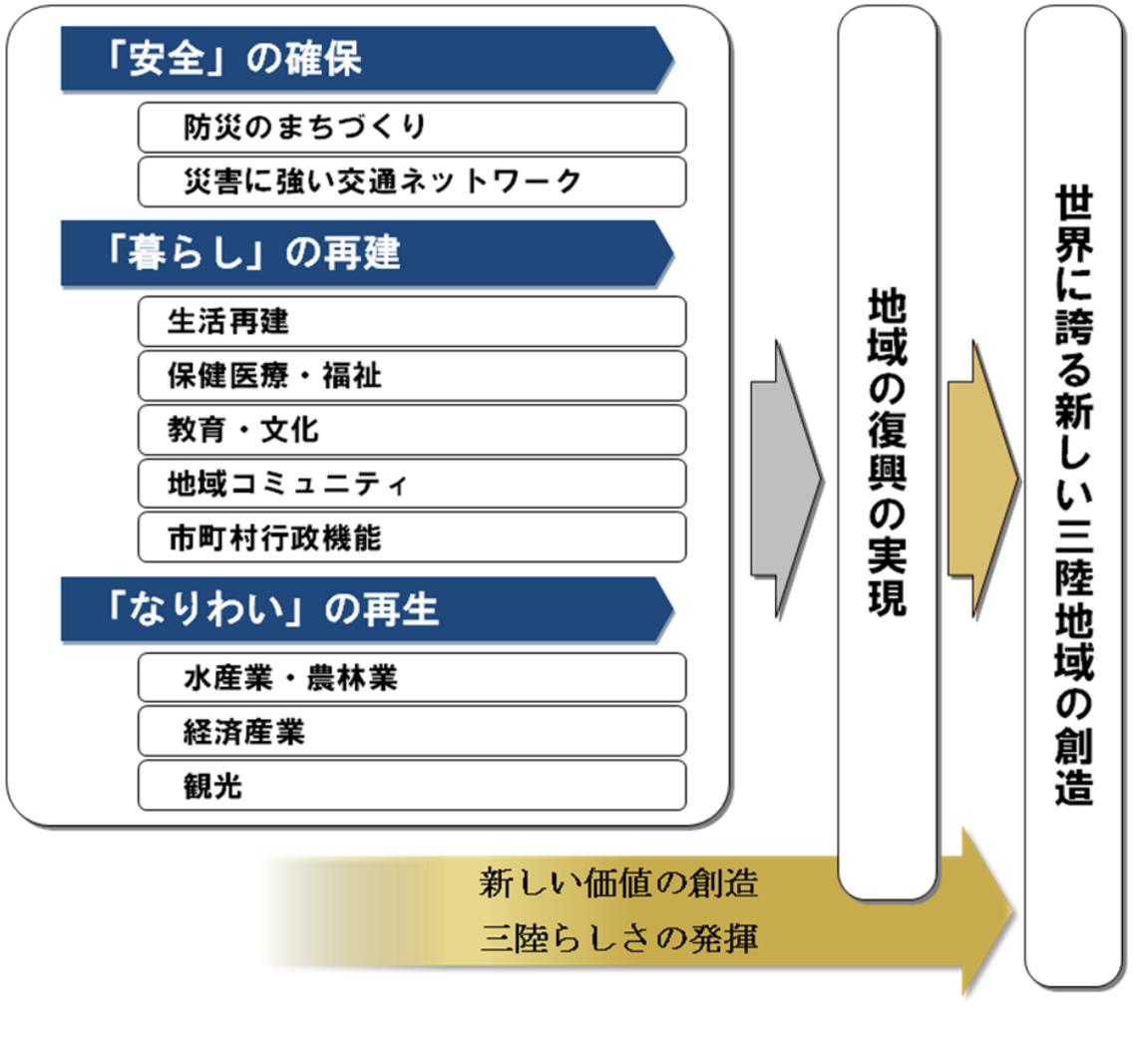


※ 復興委員会における意見等を踏まえて検討していくもの。

2 「復興に向けた具体的な取組」について

- 復興の原則の下に掲げる取組の柱ごとに、次のとおり取組内容を掲載する。
 - ア) 地域住民にとって最も身近な課題については、「主な取組内容」として、短期的及び中期的取組を記載する。(p.9～36 参照)
 - イ) アのほか、課題解決のために、ある程度期間を要する内容を含む取組項目の一覧は、本章の末尾に掲載する。(p.37 参照)
- また、本章で掲げる復旧・復興の取組とともに長期的な視点に立ち世界に誇る新しい三陸地域の創造に向け「三陸創造プロジェクト」を推進するが、その取組については、第5章に掲げる。(p.38 参照)

【復興に向けた取組のイメージ】



「安全」の確保

防災のまちづくり

■ 基本的考え方

津波対策の方向性（津波防災施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえ、安全で安心な防災型の都市・地域づくりを進める。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

取組項目① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災型都市・地域づくり

概要

地域に最も適したハード整備とソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策や災害に強いライフラインの構築、エネルギー自給システムの導入促進などにより、防災型都市・地域づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 生活環境に支障が生じる災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧を推進

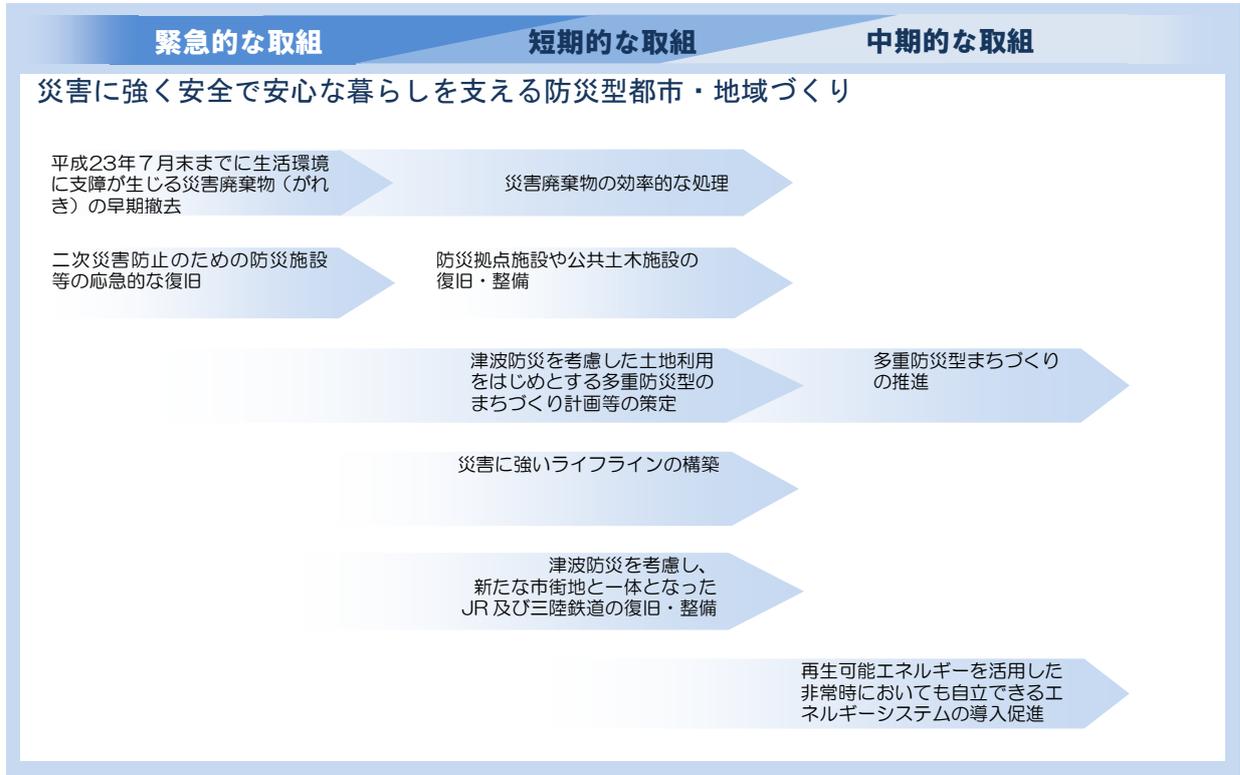
➤ 短期的な取組

- ・ 計画的な災害廃棄物の処理を行うとともに、リサイクルを進めるなど、環境に配慮した処理を促進
- ・ 津波防災を考慮した土地利用をはじめとする多重防災型のまちづくり計画等の策定
- ・ 消防署、警察署等の防災拠点施設や防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 災害に強いライフラインの構築
- ・ 津波防災を考慮し、新たな市街地と一体となった JR 及び三陸鉄道の復旧・整備

➤ 中期的な取組

- ・ 防潮堤等の防災施設をはじめとしたハード整備、重層的な防災通信ネットワークの構築や複数の避難経路の確保などのソフト施策を組合せた多重防災型まちづくりの推進
- ・ 太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した非常時においても自立できるエネルギーシステムの導入促進

復興への歩み



取組項目② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

概要

震災の記憶を未来に語り継ぐため地域の「防災文化」を醸成し継承していくとともに、地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の生活環境づくりを推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 住民生活の再建を支える道路、污水处理施設等の生活基盤の復旧・整備

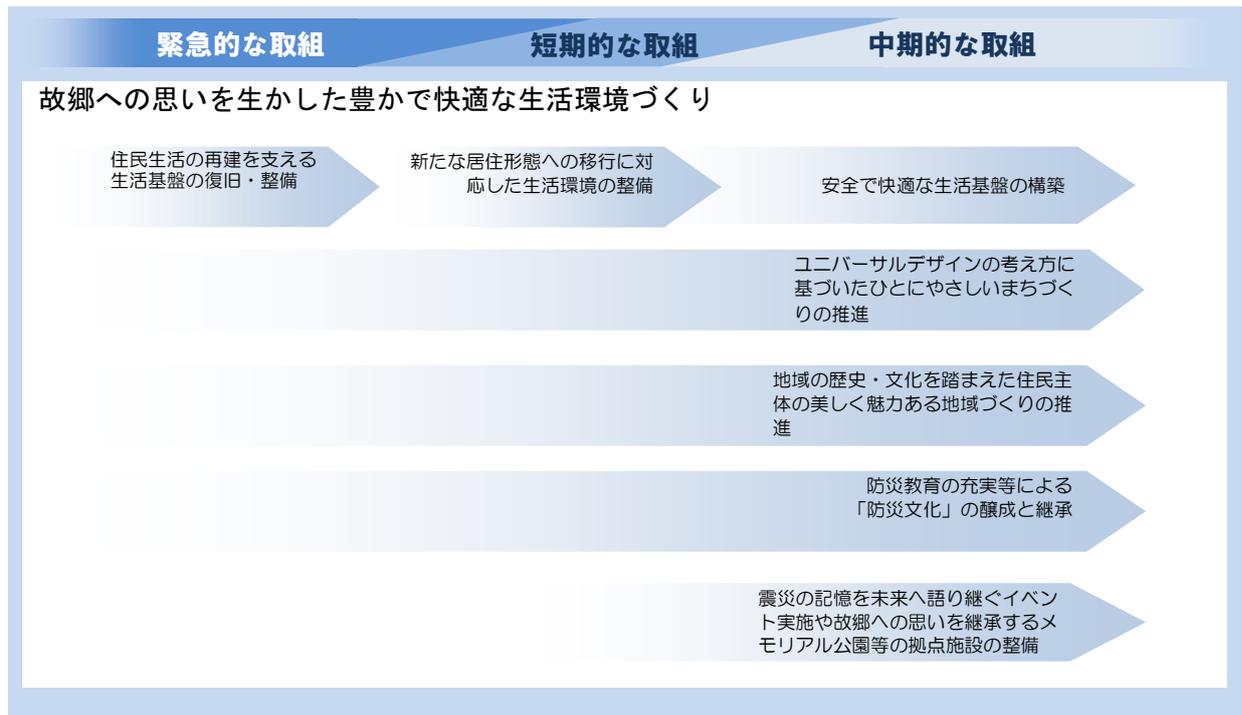
➤ 短期的な取組

- ・ 住民の意向を踏まえた新たな居住形態への移行に対応した生活環境の整備
- ・ 地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりの推進
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進
- ・ 災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承

➤ 中期的な取組

- ・ 新たな生活環境に対応した安全で快適な生活基盤の構築
- ・ 震災の記憶を未来へ語り継ぐイベント実施や故郷への思いを継承するメモリアル公園等の拠点施設の整備

復興への歩み



「安全」の確保

災害に強い交通ネットワーク

■ 基本的考え方

災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した有機的で信頼性の高い道路ネットワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える災害対応拠点としての港湾や空港の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

取組項目① 災害に強い交通ネットワーク等の構築

概要

復興道路として災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークを整備し、これを補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、災害対応拠点としての港湾やいわて花巻空港の機能強化を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 緊急輸送等のための迂回路の確保や道路の応急的な復旧
- ・ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進

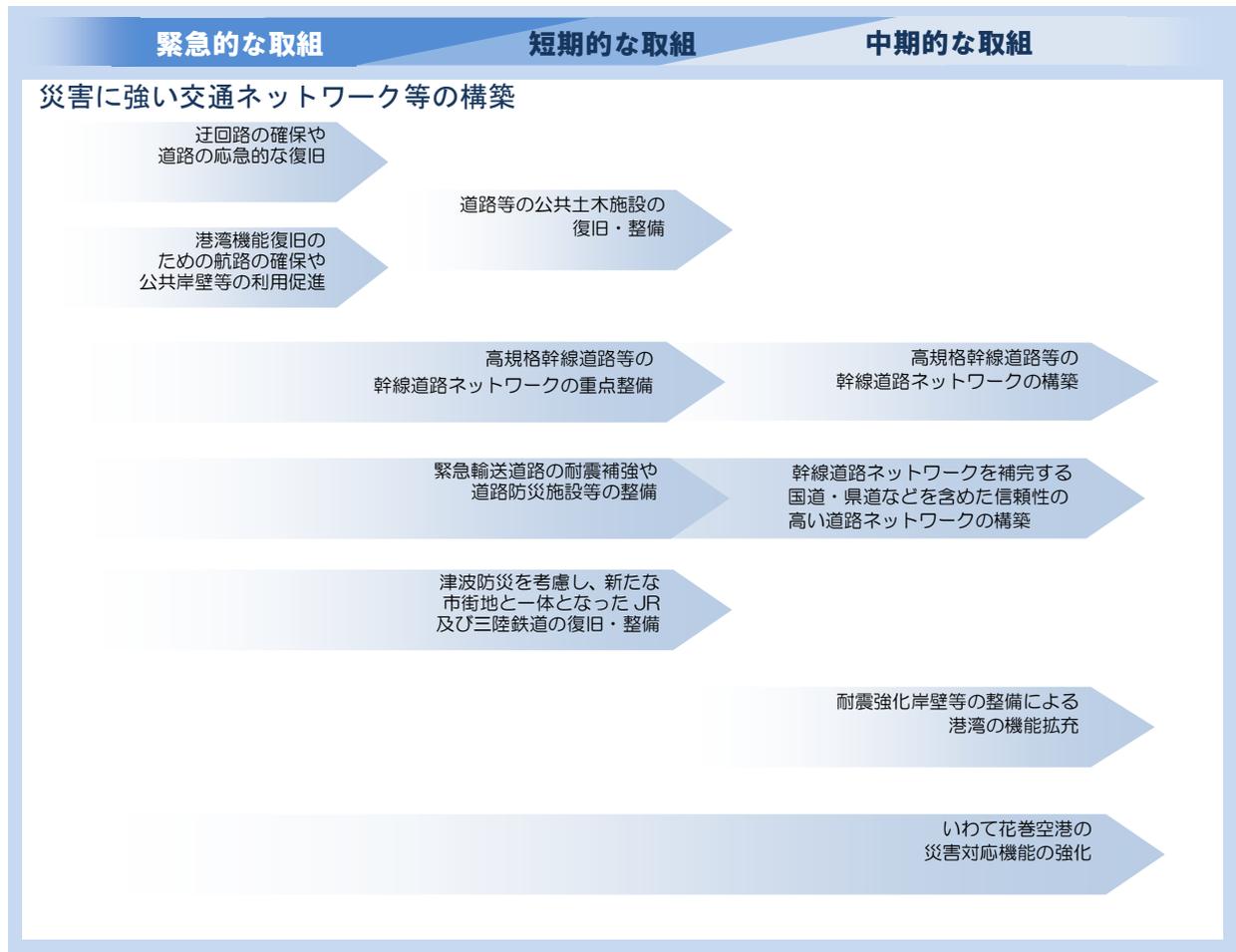
➤ 短期的な取組

- ・ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備
- ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（三陸縦貫自動車道などの三陸沿岸地域の縦断軸、東北横断道釜石秋田線などの内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸）
- ・ 緊急輸送道路の耐震補強や道路防災施設等の整備
- ・ 津波防災を考慮し、新たな市街地と一体となった JR 及び三陸鉄道の復旧・整備（再掲）
- ・ いわて花巻空港の災害対応機能の強化（非常用電源、ターミナル機能等の充実）

➤ 中期的な取組

- ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築
- ・ 幹線道路ネットワークを補完する国道・県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークの構築
- ・ 耐震強化岸壁等の整備による港湾の機能拡充

復興への歩み



「暮らし」の再建（Ⅰ）

生活再建

■ 基本的考え方

被災者のニーズに応える支援体制を構築するとともに、被災者が一日でも早く元の生活に戻れるよう、住環境と雇用の安定化を図る。

そのために、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、内陸部と沿岸部との連携の下、地域の新たな産業振興により、安定的な雇用の場を創出する。

取組項目① 被災者の生活再建等への支援

概 要

被災者の生活の安定化や住宅再建に向けた資金面等での支援や、住居や雇用を含めた生活全般に関する相談に応じる体制の整備、被災者が安全で安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなど生活再建を促進

➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ・ 被災者の避難所生活を早期に解消するため、応急仮設住宅の建設を進めるとともに、被災者への資金面での生活再建を支援
- ・ 仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援

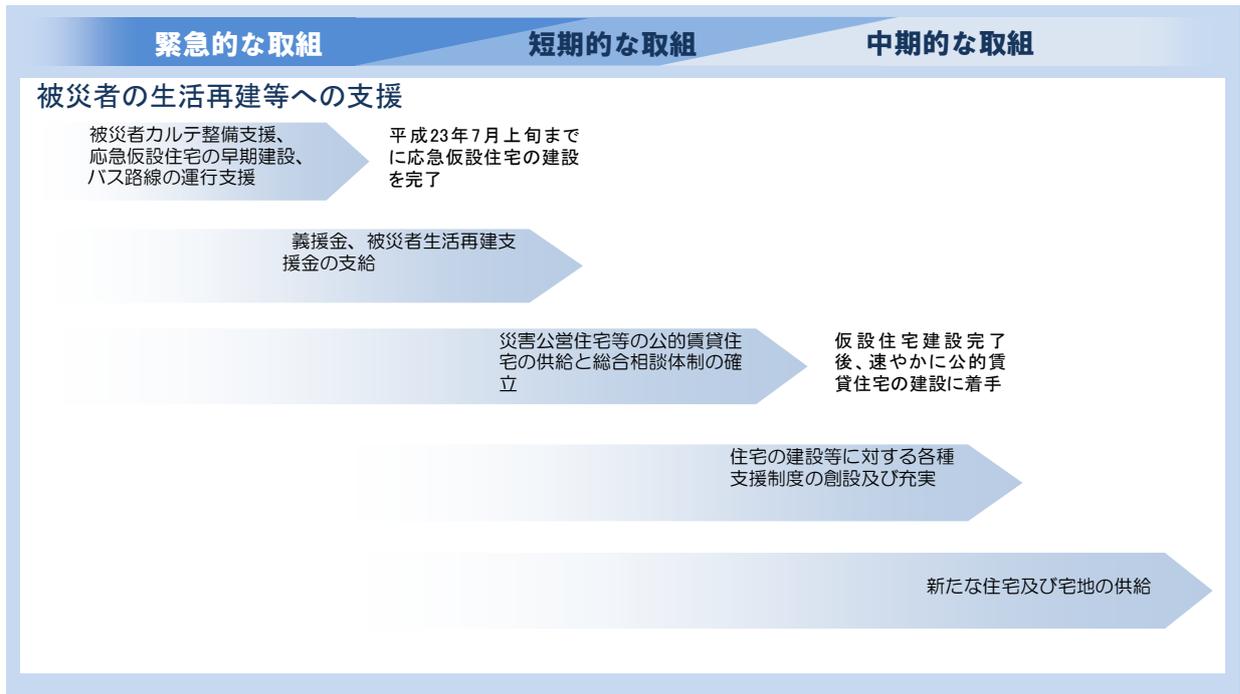
➤ 短期的な取組

- ・ 被災者の生活の安定化に向けて、生活全般や雇用など様々な相談に対応できる体制を整備
- ・ 応急仮設住宅入居者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な公的賃貸住宅の供給を進めるとともに、住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ・ 被災者が安全で安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進

➤ 中期的な取組

- ・ 被災者が安全で安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進(再掲)
- ・ 高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備

復興への歩み



取組項目② 被災地域の雇用維持と就業支援

概 要

深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持を図るとともに、産業復興による雇用創出に努め、被災による離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練等を実施

➤ 緊急的な取組

- 被災地における労働者の雇用維持や離職者等の雇用の場の創出を図るとともに、復興需要等による一時的な雇用増大に対応する雇用のマッチング、職業訓練等を実施

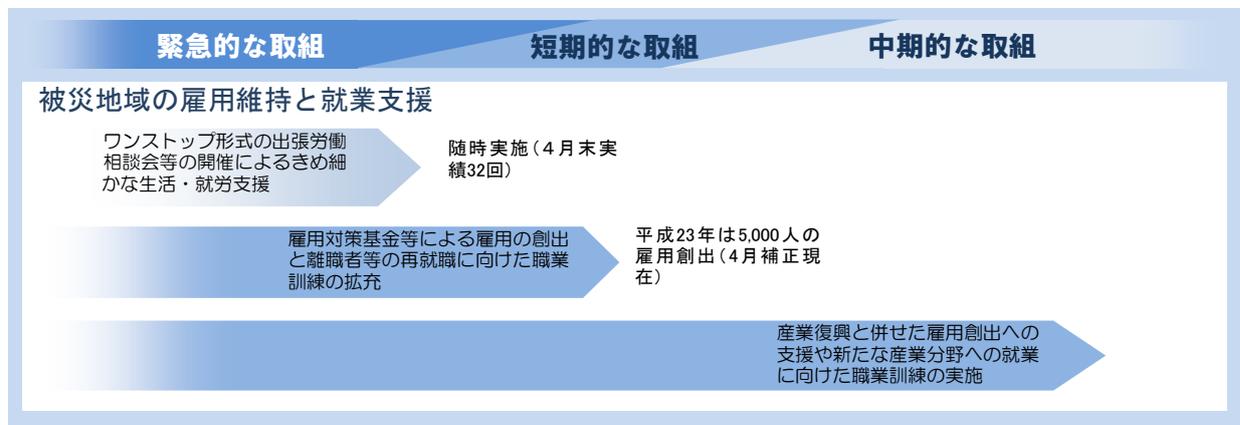
➤ 短期的な取組

- 被災した離職者等を受け入れる企業の確保支援や、内陸部の企業への雇用拡大の要請

➤ 中期的な取組

- 産業復興と併せた雇用創出への支援や、新たな産業分野に対応した職業訓練を実施

復興への歩み



「暮らし」の再建（Ⅱ）

保健医療・福祉

■ 基本的考え方

被災者の生命と心身の健康を守るため、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

また、新たなまち（地域社会）において質の高い保健、医療、福祉サービスを継続的に提供する保健医療福祉運営体制を再構築する。

取組項目① 災害に強く、質の高い保健医療福祉提供体制の整備

概 要

被災者の生命と心身の健康を守るため、被災した医療・社会福祉施設等の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健医療福祉提供体制を整備

➤ 緊急的な取組

- ・ 医療・社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフの確保等施設運営体制を支援

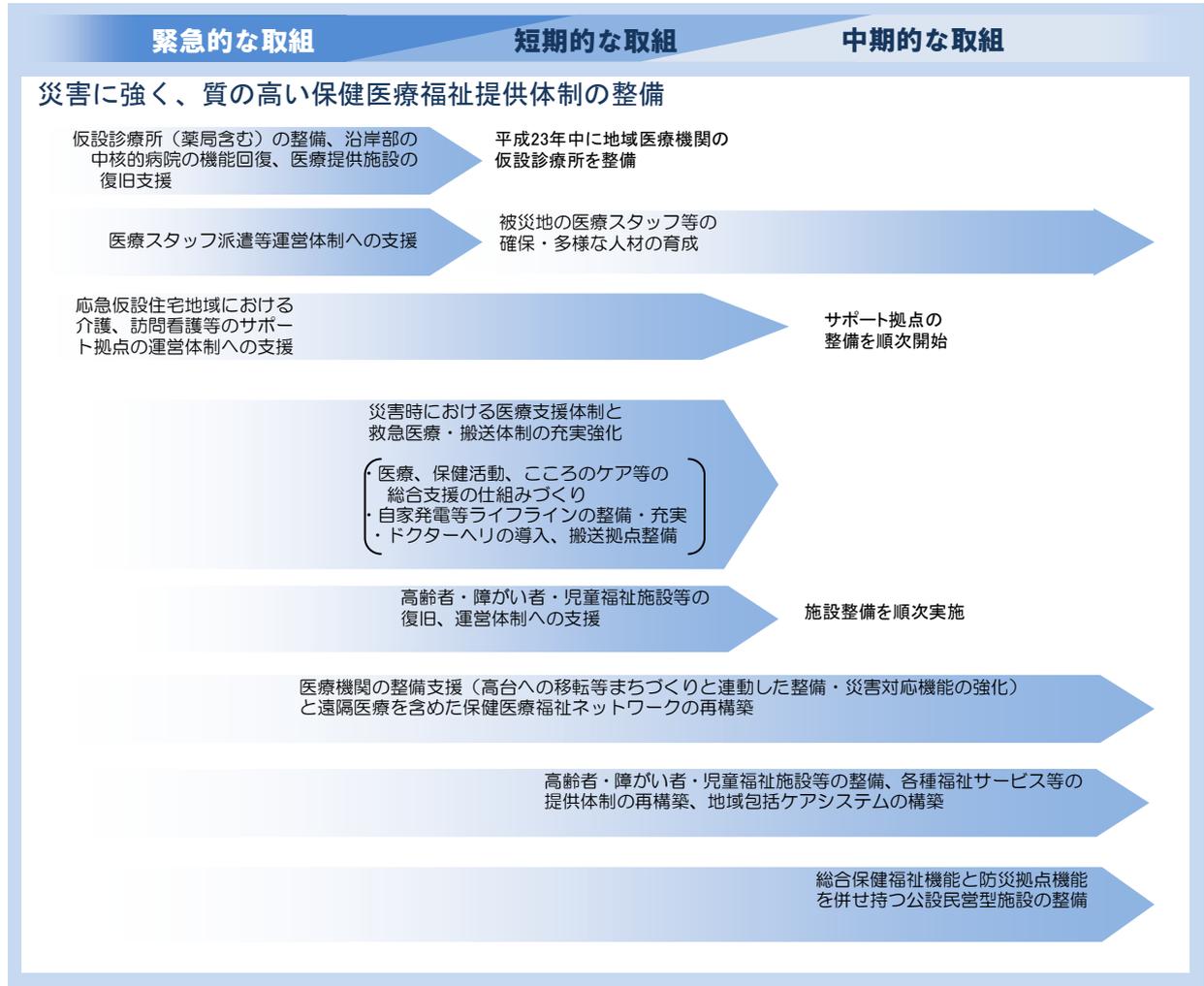
➤ 短期的な取組

- ・ 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
- ・ 被災地における医師、薬剤師、看護職員及び介護職員等保健医療福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成

➤ 中期的な取組

- ・ 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健、医療、福祉施設を整備
- ・ 地域の保健医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮するネットワークを再構築
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築
- ・ 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



取組項目② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

概要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動を推進するとともに、保護を必要とする子どもたちの養育を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の状況に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等の取組支援や「こころのケアチーム」による住民等へのこころのケアの実施
- ・ 被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図るとともに、被災孤児の適切な養育環境を確保

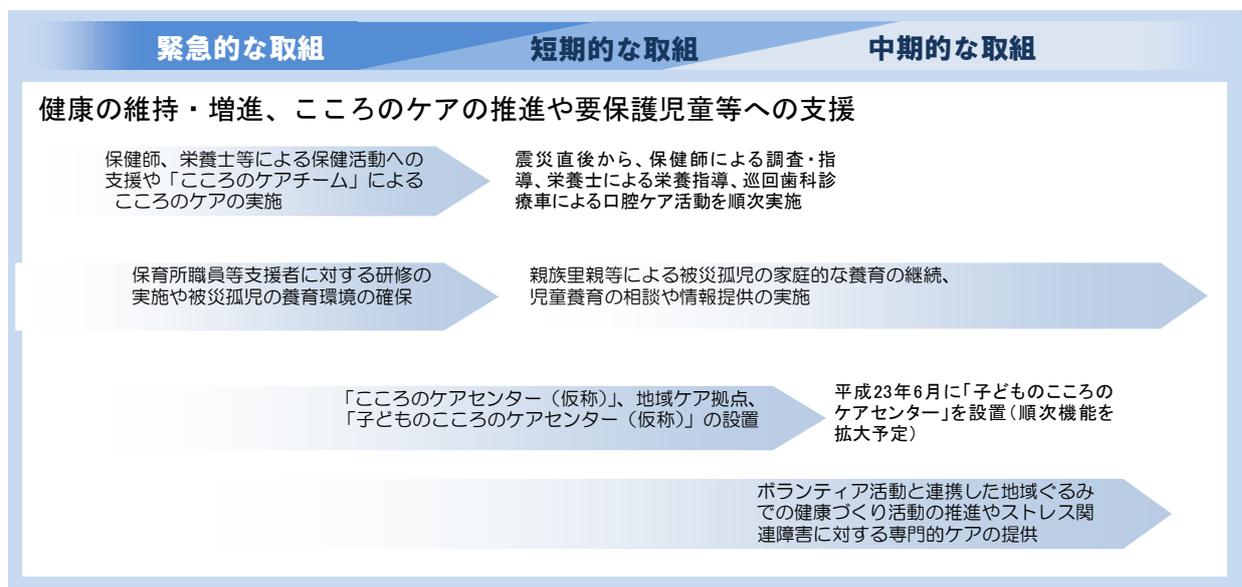
➤ 短期的な取組

- ・ 「こころのケアセンター（仮称）」等の設置や精神医療体制の強化により被災者に対するきめ細かなこころのケアを実施
- ・ 「子どものこころのケアセンター（仮称）」を設置し、被災した子どもに対するこころのケアや支援者への技術的支援を実施
- ・ 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による継続した支援を実施

➤ 中期的な取組

- ・ 地域のボランティア等多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり活動を推進
- ・ 精神保健医療福祉体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施
- ・ 長期にわたり子どものこころのケアを推進するため、被災児童に対する学校教育と連携した継続的な支援体制を整備

復興への歩み



「暮らし」の再建（Ⅲ）

教育・文化

■ 基本的考え方

学びの場の復興を進めるため、学校、家庭、地域が協働して児童生徒の心のサポートを行う。また、復興教育を進めることにより、災害への対応や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ機会を設ける。

取組項目① 児童生徒への心のサポートの充実

概要

被災によって、心にダメージを受けた児童生徒及びその保護者の心のサポート等を実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 児童生徒の適切な心のサポートを図るために県外臨床心理士を確保し、多大な被災を受けた県内公立学校へ派遣

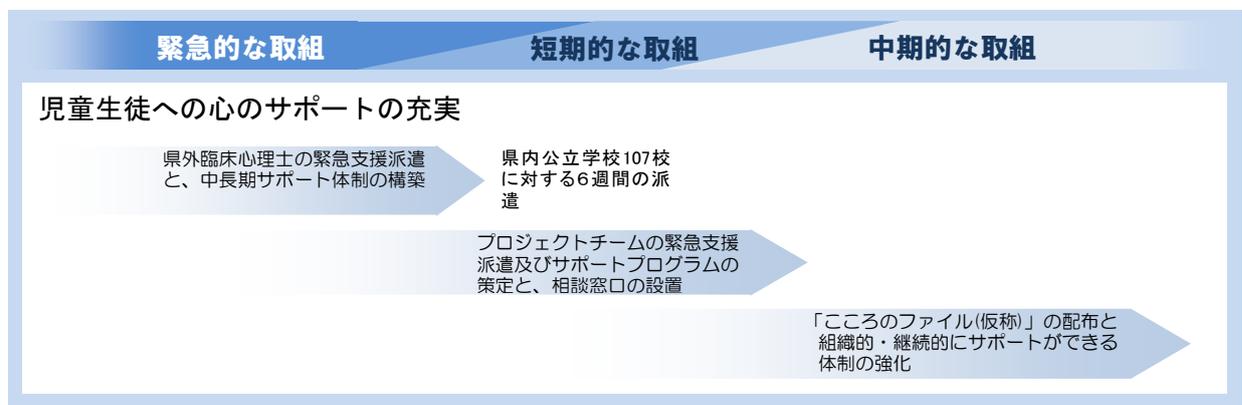
➤ 短期的な取組

- ・ 「いわて子どものこころサポートチーム」による県内公立学校への緊急派遣や県内臨床心理士による相談窓口及び相談電話の設置による個に応じた対応を関係機関と連携しながら実施

➤ 中期的な取組

- ・ 児童生徒のそれぞれの時期における心の相談経過を記録できる「こころのファイル(仮称)」を作成し、学校に配付して活用するなど、中長期にわたる児童生徒の心のサポート推進

復興への歩み



取組項目② 震災津波復興教育（仮称）の推進

概 要

東日本大震災体験を踏まえ、災害の知識や身の守り方に加え、自己の在り方や復興における自分自身の役割、地域との関わり方、将来像の創造等、様々な要素を組み入れた全県的な教育プログラムを構築

➤ 緊急的な取組

- ・ 震災津波復興教育プログラムの作成と各学校における実践

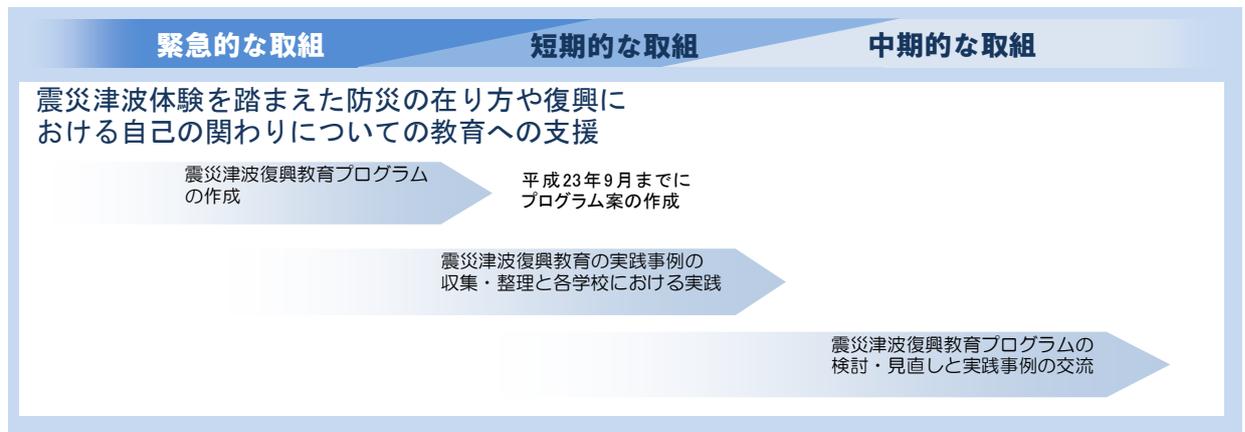
➤ 短期的な取組

- ・ 震災津波に関わる教育についての実践事例の収集や実践アプローチの視点の整理及び分類と各学校における実践

➤ 中期的な取組

- ・ 震災津波復興教育プログラムの検討と見直しと各学校における実践事例の交流

復興への歩み



「暮らし」の再建（Ⅳ）

地域コミュニティ

■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。

さらに、全ての人々が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の「福祉のまちづくり」の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

また、県は、地域住民や「新しい公共」の担い手であるNPO・企業等並びに市町村などと協働し、被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援する。

取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

概要

被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組の支援や、福祉コミュニティを確立するための体制づくり、地域の結束力の強化に向けた郷土芸能や文化活動を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 応急仮設住宅等での避難生活において、従前の住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティを継続するための支援
- ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築

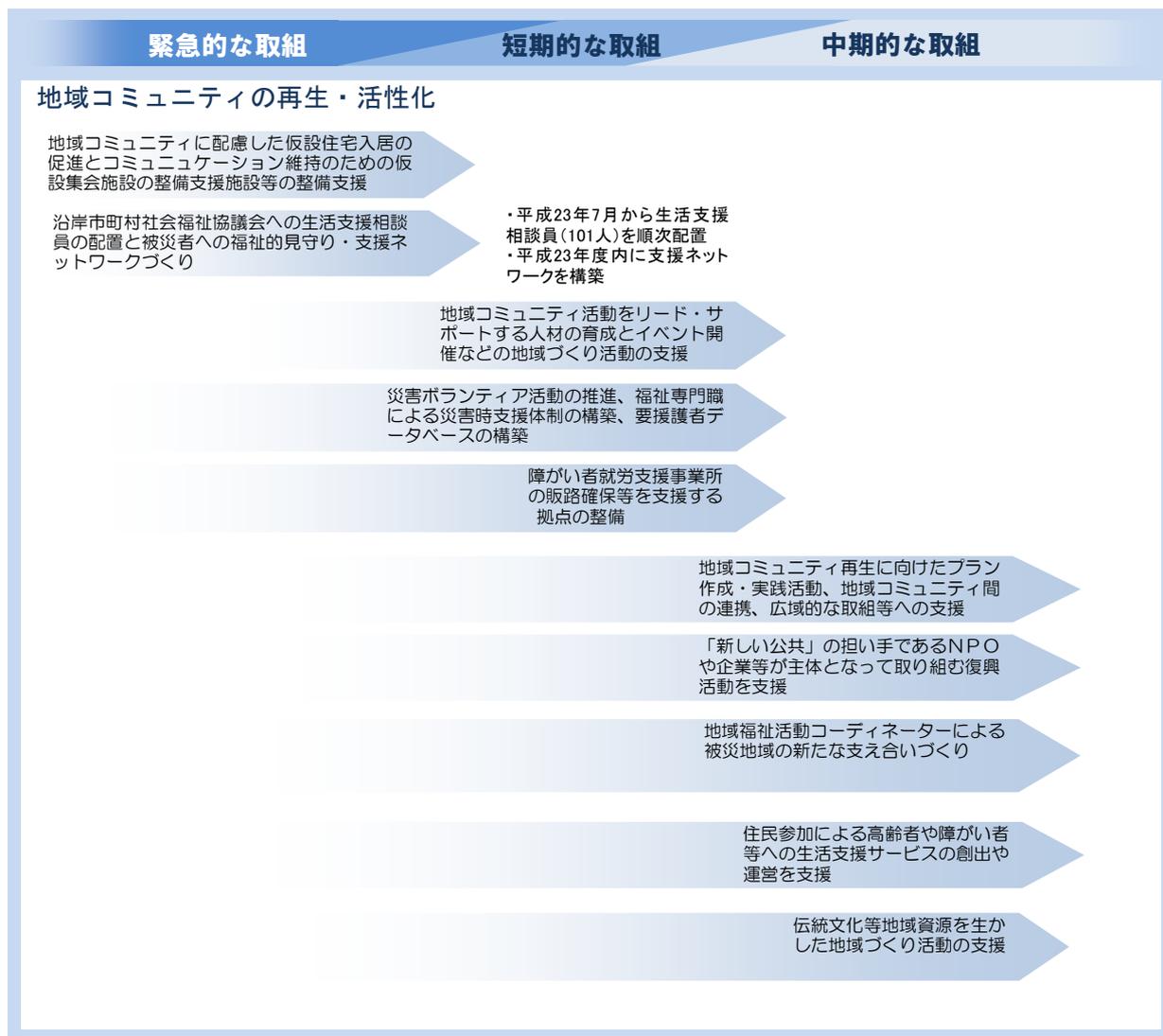
➤ 短期的な取組

- ・ 地域をけん引する人材育成や地域コミュニティ活動の支援
- ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
- ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 従前に地域で培われた地域コミュニティを基礎としつつ、新たなまちづくり下における地域コミュニティの再生・活性化への支援
- ・ 市民の参加と選択のもとで、「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
- ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするため、住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進
- ・ 地域の伝統行事、伝統芸能等の地域資源を生かした地域の結束力の具現化を促進

復興への歩み



「暮らし」の再建（Ⅴ）

市町村行政機能

■ 基本的考え方

地域住民の安全・安心の確保のため、被災により住民に対する行政サービスの提供に支障が生じている市町村の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりのグランドデザイン（全体構想）を描ける環境を整える。

取組項目① 行政サービスの回復

概要

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 庁舎の大規模な損壊、職員の被災、行政資料の滅失により、行政機能や行政体制に支障が生じている市町村に対し、積極的な人的支援を行い、行政機能の早期復旧を図る。

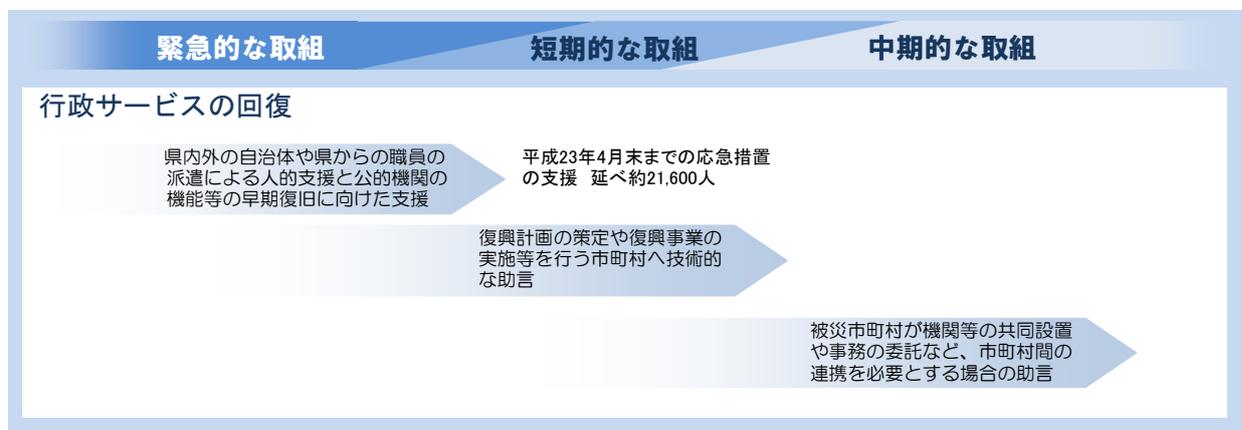
➤ 短期的な取組

- ・ 市町村が災害からの復興に向けた計画策定や事業実施等を行うに当たり、県として必要な情報の提供等の支援を実施

➤ 中期的な取組

- ・ 被災市町村が財政的、人的に厳しい状況下で行政サービスを提供するに当たり、地方自治法に定める機関等の共同設置や事務の委託など市町村間の連携を必要とする場合に、助言等の支援を実施

復興への歩み



「なりわい」の再生（Ⅰ）

水産業・農林業

■ 基本的考え方

《水産業》

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。

また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。

《農林業》

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた生産性・収益性の高い農業を実現するため、園芸産地の形成や農地等の農業生産基盤、海岸保全施設等の復旧・整備を進める。

また、地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

取組項目① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

概 要

漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

➤ 緊急的な取組

- ・ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ・ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ・ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ・ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援

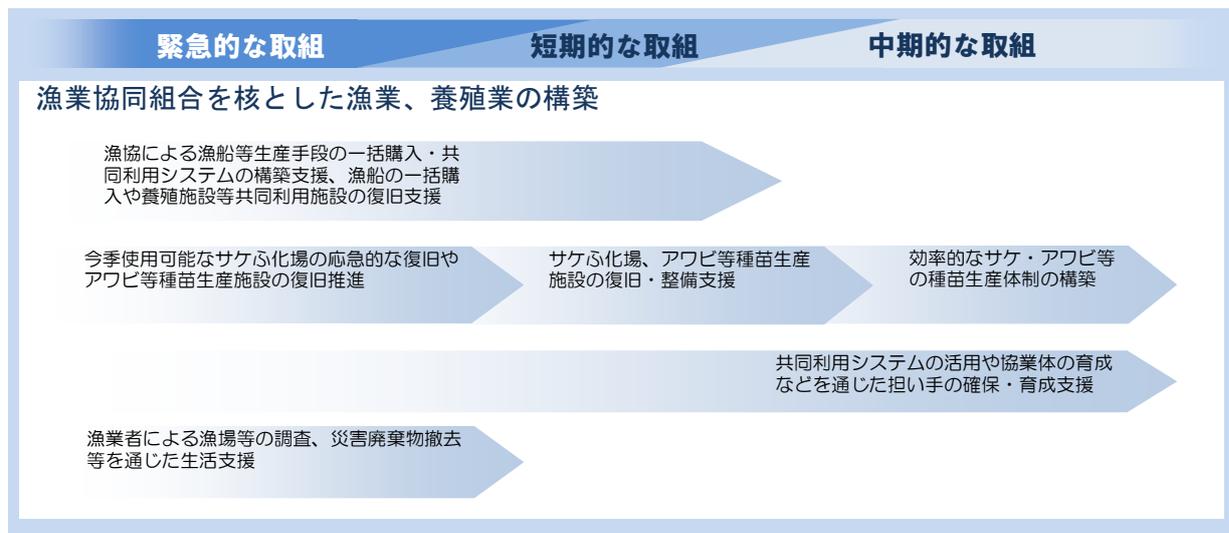
➤ 短期的な取組

- ・ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援
- ・ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 各漁協等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

復興への歩み



取組項目② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

概 要

中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設・設備・機器の復旧・整備や、加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化の促進

➤ 緊急的な取組

- ・ 中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設の応急的な復旧と設備・機器の整備を支援
- ・ 秋サケ漁の水揚げに向けて、荷捌き施設の応急的な復旧を支援
- ・ 事業再開に向けて、冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ ファンドによる既存債務の軽減と融資・補助制度の充実により企業再生を支援

➤ 短期的な取組

- ・ 中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援
- ・ 水産物の水揚げ状況や市場としての機能付けに応じた産地魚市場の施設・設備の復旧・整備を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する流通（魚市場）・加工体制の構築

復興への歩み



取組項目③ 漁港等の整備

概 要

漁港・漁場の支障物・災害廃棄物（がれき）の早期撤去、当面の安全性や機能の確保のための漁港、海岸保全施設等の応急的な復旧を進めるとともに、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 漁港での漁船の係留・停泊機能回復のための航路・泊地の支障物や災害廃棄物を撤去
- ・ 生産再開に向けた漁場での災害廃棄物を撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための漁港や海岸保全施設等の応急的な復旧

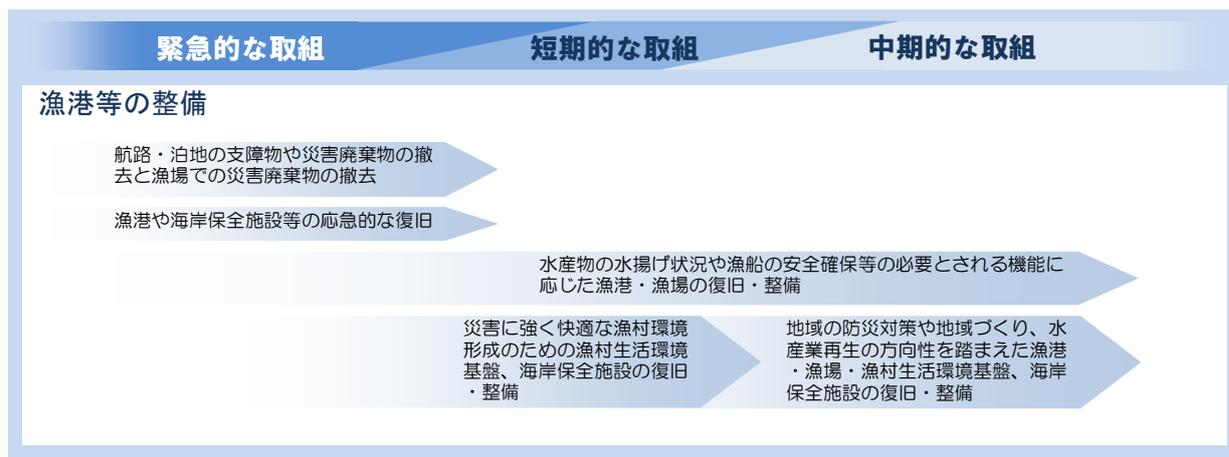
➤ 短期的な取組

- ・ 水産物の水揚げ状況や漁船の安全確保等の必要とされる機能に応じた漁港・漁場の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な漁村環境形成のための漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

➤ 中期的な取組

- ・ 地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



取組項目④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

概要

早期の営農再開に向けた農地等の復旧を進めるとともに、沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成や地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 農地等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去や除塩対策の実施
- ・ 早期の営農再開に向けて、農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の緊急的な復旧
- ・ カントリーエレベーターや農業倉庫等共同利用施設の復旧を支援
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設等の緊急的な復旧
- ・ 当面の所得確保に向けた農産加工等の再開や秋冬期野菜（キャベツ等）の導入促進

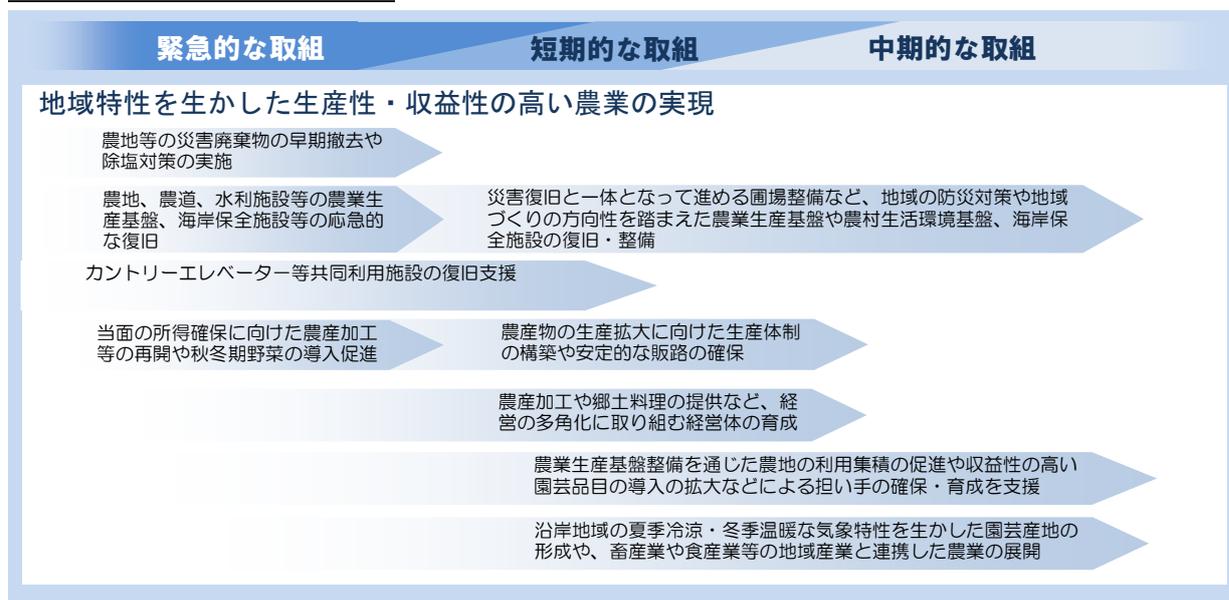
➤ 短期的な取組

- ・ 農産物の生産拡大に向けた生産体制の構築や安定的な販路の確保を支援
- ・ 農産加工や郷土料理の提供など、経営の多角化に取り組む経営体の育成
- ・ 農地・農道・水利施設等の農業生産基盤の復旧・整備
- ・ 災害に強く快適な農村環境形成のための農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備
- ・ 農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進や収益性の高い園芸品目の導入の拡大などによる担い手の確保・育成を支援

➤ 中期的な取組

- ・ 沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性を生かした園芸産地の形成や、畜産業や食産業等の地域産業と連携した農業の展開
- ・ 災害復旧と一体となって進める圃場の整備など、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた農業生産基盤や農村生活環境基盤、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



取組項目⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生

概 要

地域の木材を活用する合板工場等の復旧・整備を支援し、木材加工体制の再生を図るとともに、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設等の復旧・整備を推進

➤ 緊急的な取組

- ・ 早期の操業再開が可能な地域の木材を活用する合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 地域の合板工場等の被災により流通が停滞している原木の販路拡大を支援
- ・ 防潮林等の災害廃棄物（がれき）の早期撤去
- ・ 当面の安全性や機能の確保のための海岸保全施設の応急的な復旧

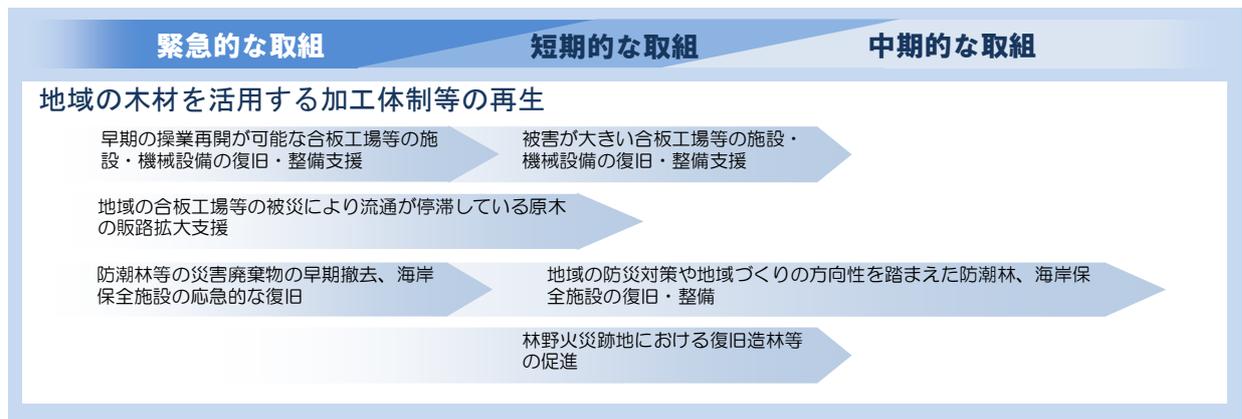
➤ 短期的な取組

- ・ 被害が大きい合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備を支援
- ・ 林野火災跡地における復旧造林等の促進

➤ 中期的な取組

- ・ 地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた防潮林、海岸保全施設の復旧・整備

復興への歩み



「なりわい」の再生（Ⅱ）

経済産業

■ 基本的考え方

被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた手厚い支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援する。

取組項目① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組

概 要

被災地域の企業や商店街に向けた支援体制や助成制度を構築し、早期の事業再開を図るとともに、きめ細かなサポートにより地域産業を振興

➤ 緊急的な取組

- ・ 早期の事業再開に必要な施設や設備等の整備に対する融資・助成支援
- ・ 事業経営に対する相談体制の充実

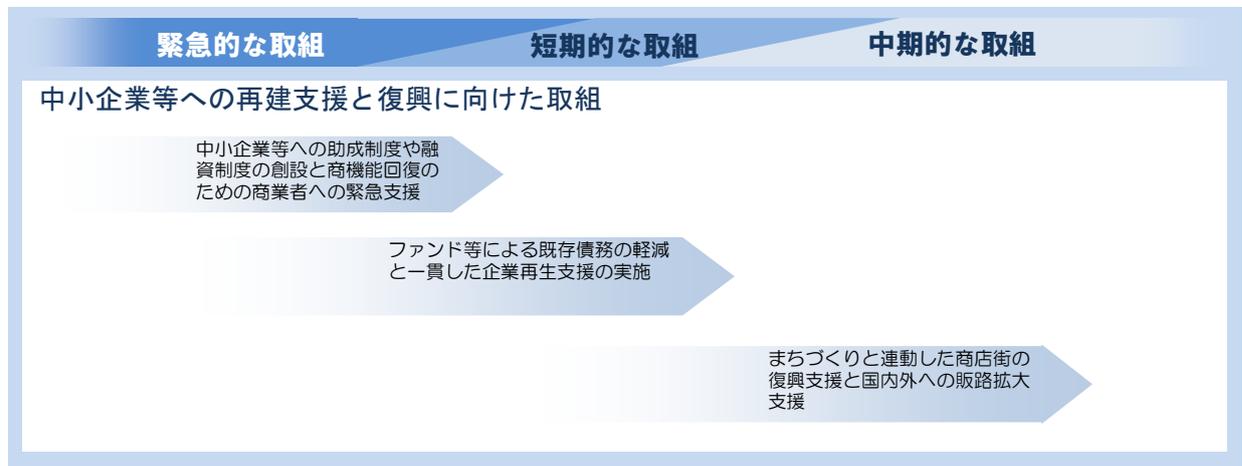
➤ 短期的な取組

- ・ 既存債務の軽減と一貫した企業再生支援
- ・ 再建した企業の経営安定化に向けた金融面や制度面の継続的な支援

➤ 中期的な取組

- ・ 被災地域の復興したまちづくりに連動した商店街振興を行うとともに、特色ある地場企業等の高度化や高付加価値化及び国内外への販路開拓・取引拡大を支援

復興への歩み



取組項目② ものづくり産業の新生

概要

被災企業の早期事業再開や地域の牽引役となる重点産業の早期回復を支援するとともに、沿岸部と内陸部との連携によるものづくり体制の強化や更なる産業集積を図ることにより地域経済の活性化を推進

➤ 緊急的な取組

- 被災企業の早期事業再開や被災地域の中核産業の早期回復を支援

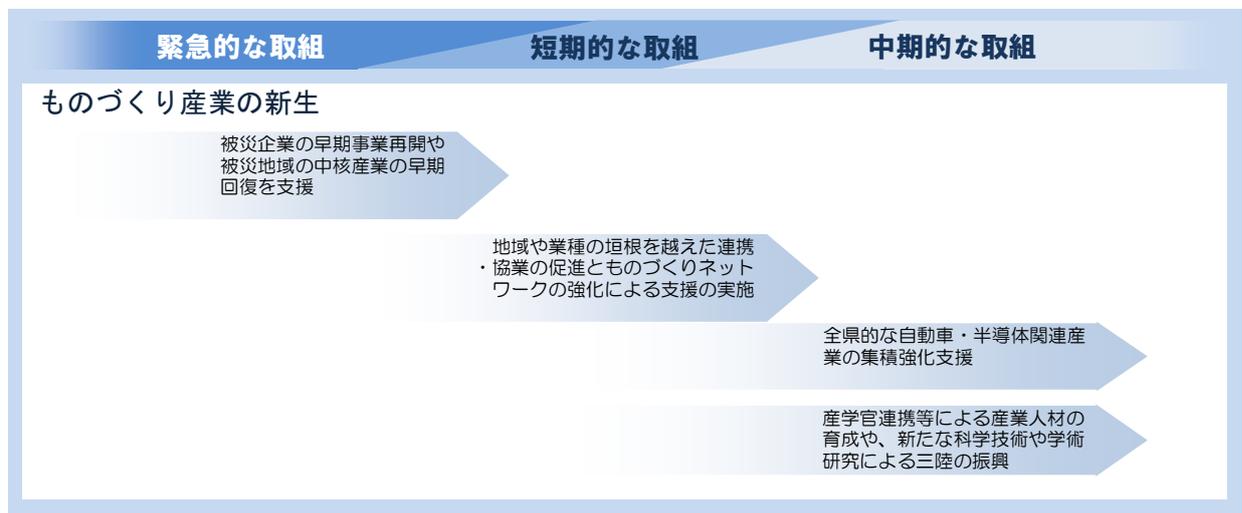
➤ 短期的な取組

- 内陸のものづくり企業とのネットワーク構築等による企業間の相互支援を促進
- サプライチェーン再構築と取引拡大支援

➤ 中期的な取組

- 牽引役となる重点産業への支援や新たな企業誘致等による産業の集積や規制緩和等による総合的な優遇施策の実施
- 産学官連携による産業人材の育成や、地域の特性を生かした科学技術や学術研究による三陸の振興

復興への歩み



取組項目③ 産業の復興を支える交通ネットワーク等の構築

概要

新しい三陸沿岸地域の産業の復興を支える道路、港湾などの交通ネットワーク等を構築

➤ 緊急的な取組

- ・ 港湾機能復旧のための航路確保や公共岸壁等の利用促進（再掲）

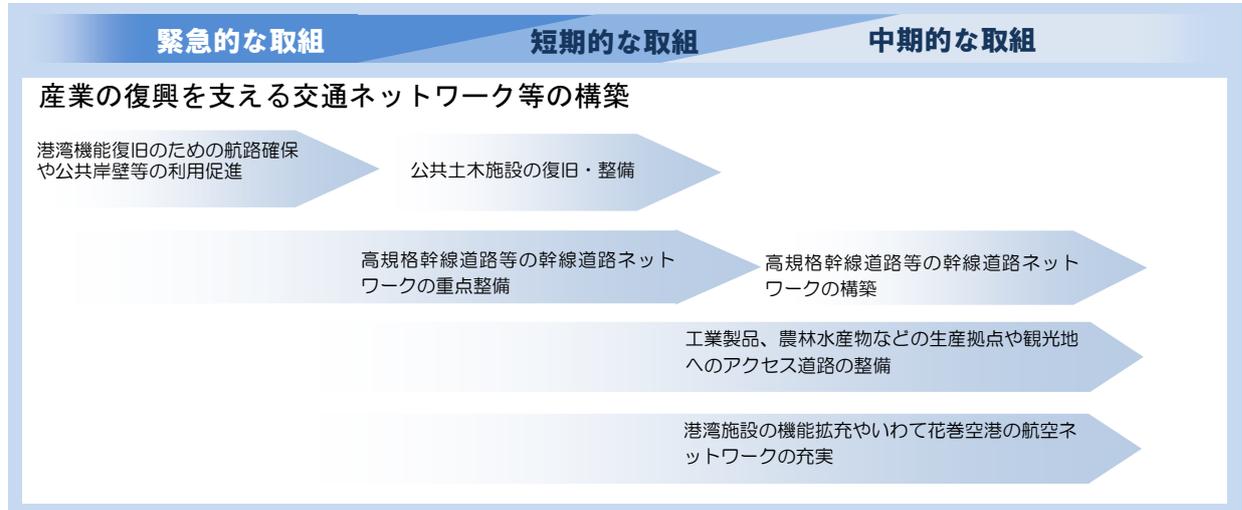
➤ 短期的な取組

- ・ 道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備（再掲）
- ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備（再掲）

➤ 中期的な取組

- ・ 高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築（再掲）
- ・ 工業製品、農林水産物などの生産拠点や観光地へのアクセス道路の整備
- ・ 港湾施設の機能拡充や、いわて花巻空港の航空ネットワークの充実

復興への歩み



「なりわい」の再生（Ⅲ）

観光

■ 基本的考え方

多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立する。

取組項目① 観光資源の再生と新たな魅力の創造

概 要

三陸沿岸観光の再構築を図るため、被災した沿岸地域の観光産業の早期再建に注力するとともに、きめ細かなサポートにより経営を支援し、観光に関わる官民一体となった観光地のプラットフォーム体制を構築

また、災害を考慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築による交流人口の増加

➤ 緊急的な取組

- ・ 観光事業者等の早期復旧に向けた金融・経営支援

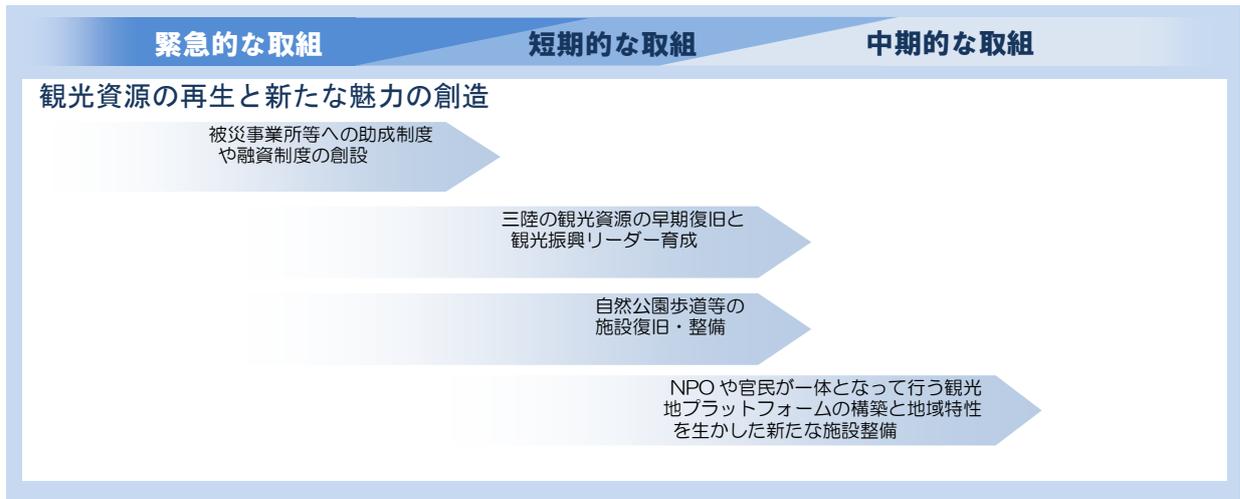
➤ 短期的な取組

- ・ 早期に復旧可能な三陸の特色ある観光資源の情報発信や観光振興リーダーの育成支援
- ・ 自然公園歩道などの施設復旧・整備による、自然とのふれあいの促進

➤ 中期的な取組

- ・ 観光に関わる幅広い産業の連携やNPOや官民が一体となった観光地のプラットフォーム体制を構築
- ・ 復興に合わせ新たな観光資源を開発するなど三陸沿岸観光を再構築し、津波防災やジオパークなど新たな魅力を付加した観光振興を推進

復興への歩み



取組項目② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

概 要

震災被害等により沈滞する観光産業を支援し、岩手の歴史・文化・景観に基づく観光資源の新たな発掘と再構築による誘客の促進を図るとともに復興支援をきっかけとして生まれたつながりを大切にする「おもてなしの郷 いわて」としての国際的な観光立県を確立

➤ 緊急的な取組

- 被災により沈滞した観光需要を喚起するため、国内外からの復興支援の取組に連動したキャンペーンを官民挙げて実施

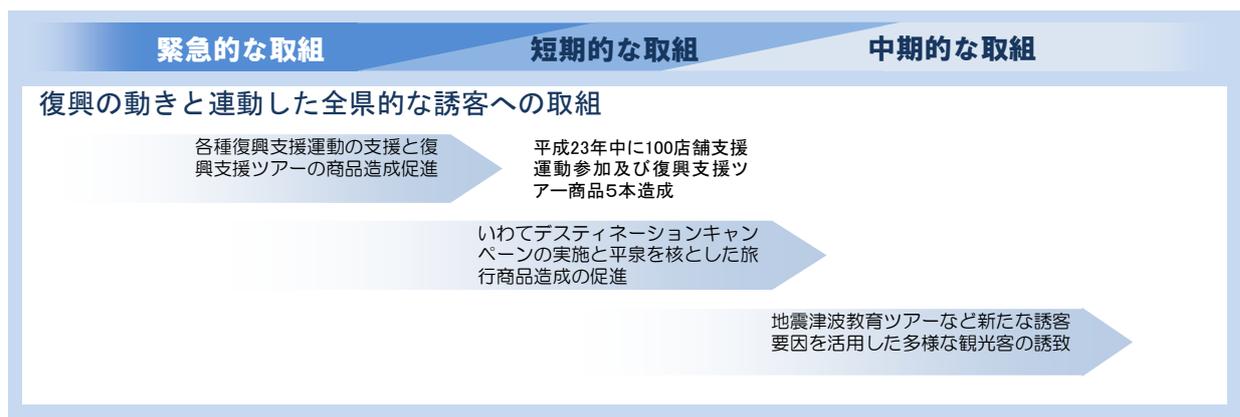
➤ 短期的な取組

- 平泉文化遺産の世界遺産登録や、いわてデスティネーションキャンペーンと連動する施策の実施

➤ 中期的な取組

- 津波防災等の先駆的な取組を新たな誘客要因とした多様な観光資源の創造と情報発信
- 国内外からの復興支援への深い感謝に根付く、日本一の「おもてなし」の心と、歴史、文化、豊かな自然と暮らしが調和する国際的な観光立県の確立

復興への歩み



記載イメージ

「安全」の確保

防災のまちづくり

○ 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災型都市・地域づくり

《短期的な取組》

取組項目を列挙

《中・長期的な取組》

取組項目を列挙

世界に誇る新しい三陸地域の創造に向けた取組について（案）

1 「三陸創造プロジェクト」の考え方

- 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、これを体现するリーディング・プロジェクトとして「三陸創造プロジェクト」を掲げ、推進しようとするもの。
- 「三陸創造プロジェクト」は、「第4章 復興に向けた原則と具体的取組」の3つの原則のもと10の柱に掲げる長期の取組とは別に、これらの縦の柱を越える分野横断的な取組であり、地域における新しい価値の創造を目指しながら、県民に将来の夢と希望をもたらす取組として実施。
- 三陸地域の産業や暮らし、歴史・文化、地理的条件などを踏まえ、地域の資源や特性を最大限に生かしながら、三陸らしさなどの地域の独自性が発揮される取組とする。
- このプロジェクトには、計画期間内での実現を目指しつつ、より長期的な展望を踏まえ、計画期間を超えて取り組む事項も含まれる。

2 「三陸創造プロジェクト」の内容〔参考〕

- 三陸地域の復興を象徴するリーディング・プロジェクトとして、想定される事業を次に掲げる方向。

（※ 次に掲げるものは、現時点での構想段階のものを参考までに記載しており、今後調整を進めていく中で、内容が変更になる場合があること。）

➤ 科学技術振興分野

（想定される取組内容（例））

- ・ 国際リニアコライダー（ILC）を核とした国際学術支援エリアの形成
- ・ 国際海洋研究拠点の形成

➤ 環境共生・自然エネルギー分野

（想定される取組内容（例））

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 省エネルギー設備・技術の導入促進

➤ 津波災害を次世代へ継承

（想定される取組内容（例））

- ・ 津波資料館（アーカイブセンター）の建設
- ・ 津波震災体験者による体験、記憶、教訓などの伝承

➤ **産業振興分野**

(想定される取組内容 (例))

- ・ 「ものづくり特区」など総合的な支援策の実施によるものづくり産業の振興
- ・ コバルト合金やナノカーボン等の新素材関連研究拠点の形成と新産業の創出

➤ **新たな交流による地域づくり**

(想定される取組内容 (例))

- ・ 復興活動を契機とした交流人口の増加によるコミュニティの活性化
- ・ 開かれた復興の一環としての文化芸術をテーマとしたまちづくり
- ・ 平泉の世界遺産登録を契機とした歴史・文化を生かした地域づくり